

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について

現行制度

児童福祉法の規定や国からの通達等に基づき、教育・保育事業や地域型保育事業、放課後児童クラブ事業を実施



新制度

市町村が設備や運営に関する基準条例等を制定し、教育・保育事業や地域型保育事業、放課後児童クラブ事業を実施

【条例等の制定が必要なもの】

条例等を制定する基準	条例・規則の別	基準の概要
地域型保育事業の設備及び運営に関する基準	条例	地域型保育事業(家庭的保育事業など※)を、市町村によるみなし保育施設として認可する設備等の基準
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	条例	特定教育・保育事業(保育所・幼稚園・認定こども園)や特定地域型保育事業の運営に関する基準
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	条例	放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準
保育の必要性の認定に関する基準	規則	利用可能な教育・保育事業や給付額などを決めるための支給認定を行う基準

※ 地域型保育事業とは、家庭的保育(保育ママ)、小規模保育(定員6~19人)、居宅訪問型保育(ベビーシッター)、及び事業所内保育をいう。

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について

【主な内容】

基準については、国から「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。基準の主な内容は次のとおりです。

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準

- ・一般原則に関する事項
- ・保育所等との連携協力に関する事項
- ・職員の一般的要件に関する事項
- ・給食の提供に関する事項
- ・設備に関する事項(設備や面積など)
- ・職員配置に関する事項
- ・保育時間や内容に関する事項
- ・利用定員に関する事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

- ・一般原則に関する事項
- ・利用定員に関する事項
- ・利用者負担額等の受領に関する事項
- ・教育・保育の取扱い方針に関する事項
- ・子どもの適切な処遇に関する事項
- ・事故発生時の対応に関する事項
- ・特定利用教育・特定利用保育の提供に関する事項
- ・秘密保持に関する事項

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

- ・一般原則に関する事項
- ・従事する職員に関する事項
- ・職員数に関する事項
- ・設備に関する事項(設備や面積など)
- ・児童の集団の規模に関する事項
- ・開所日数及び時間に関する事項
- ・秘密保持に関する事項
- ・保護者及び小学校との密接な連携等に関する事項

保育の必要性の認定に関する基準

- ・保育の必要性の事由に関する事項
(就労、妊娠・出産 など)
- ・保育の必要量(区分)に関する事項
(就労時間の下限の設定 など)
- ・保育の優先利用に関する事項
(ひとり親家庭、生活保護世帯 など)